

○菊陽町小規模工事等契約希望者登録要綱

平成22年8月30日

要綱第26号

(趣旨)

第1条 この要綱は、菊陽町が発注する小規模の建設工事・修繕等(以下「小規模工事等」という。)について、町内業者を積極的に活用し、受注機会を拡大することによって、町内業者の育成を図るため、小規模工事等の契約を希望する者の登録等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる契約)

第2条 小規模工事等の対象となる契約は、その内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められるものであって、当該予定価格が50万円以下のものとする。

(登録を希望できる業種)

第3条 登録を希望できる業種は、別表に掲げる業種とする。

(登録を希望できる者)

第4条 登録を希望できる者は、町内に本店若しくは本社の法人登記がある法人事業者又は町内に住民登録がある代表者が経営する町内の個人事業者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ていない者
- (2) 菊陽町入札参加資格等に関する要綱(平成18年菊陽町要綱第1号)第4条に基づく入札参加資格者名簿に登録されている者
- (3) 希望する業種の小規模工事等を施工するために必要な資格、免許等を有しない者
- (4) 町税等を滞納している者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する者
- (6) その他契約の相手方として不適當であると認められる者

(登録の申請)

第5条 登録申請の受付は原則として2年に1回行う(以下「定期申請」という。)ものとし、その有効期間は次回の登録までとする。

- 2 登録申請の受付時期は、あらかじめ町広報誌及びホームページに掲載するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、必要に応じ追加申請を受け付けるものとし、この場合の有効期間は定期申請の有効期間までとする。

4 登録を希望する者は、小規模工事等契約希望者登録申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、町長に申請しなければならない。

(1) 法人事業者にあつては登記事項証明書の写し、個人事業者にあつては住民票の写し

(2) 希望する業種の小規模工事等を施工するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し

(3) 町税等に係る滞納のない証明書

(4) その他町長が必要と認める書類

(登録名簿への登載等)

第6条 町長は、前条の申請があつたときは、申請内容の確認を行い、登録を適当と認めるときは、小規模工事等契約希望者登録名簿(以下「登録名簿」という。)に登録するものとする。

2 登録名簿は、財政課での閲覧及び町ホームページを通じて公表するものとする。

(登録事項の変更等の届出)

第7条 前条の規定により登録名簿に登録された者(以下「登録者」という。)は、登録事項に変更があつたときは小規模工事等契約希望者登録事項変更届(別記様式第2号)を、登録業種に係る事業を休止し、又は廃止したときは小規模工事等契約希望者登録休止(廃止)届(別記様式第3号)を、町長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第8条 町長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 虚偽又は不正な手段により登録を受けたとき。

(2) 第4条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(3) 契約の履行に関し違法、不正又は著しく不誠実な行為があつたとき。

(4) その他登録者としてふさわしくないと町長が認めたとき。

(登録者の取扱)

第9条 町長は、小規模工事等に該当する契約に係る業者の選定に際しては、登録者に対し、積極的に見積参加機会を与えるよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

別表(第3条関係)

小規模工事等の業種名及び工事等の種類の例示

番号	業種名	工事等の種類
1	大工工事	木材の加工又は取付による工作物を築造
2	左官工事	左官工事、モルタル工事、吹付工事
3	とび、土工、コンクリート工事	とび工事、足場等仮設工事、鉄筋組立工事、工作物解体工事、抗工事、土工事、コンクリート工事、外構工事
4	石工事	石積み工事、コンクリートブロック積工事
5	屋根工事	屋根ふき工事
6	電気工事	引込線工事、屋内配線工事、照明設備工事
7	管工事	冷暖房設備工事、冷凍・冷蔵設備工事、空調設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事
8	タイル、煉瓦、ブロック工事	コンクリートブロック積工事、煉瓦積工事、タイル張工事
9	鋼構造物工事	門扉設置工事
10	鉄筋工事	鉄筋加工組立工事、ガス溶接工事
11	板金工事	板金加工取付工事、建築板金工事
12	ガラス工事	ガラス加工取付工事
13	塗装工事	塗装工事、ライニング工事、路面標示工事
14	防水工事	モルタル防水工事、シーリング工事、シート防水工事
15	内装工事	インテリア工事、天井仕上げ工事、壁張り工事、畳工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
16	機械器具設置工事	給排水機器設置工事、揚排水機器設置工事
17	熱絶縁工事	工作物の設備を熱絶縁する工事
18	電気通信工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、データ通信設備工事
19	造園工事	造園工事、植木の刈り込み、芝刈り
20	さく井工事	さく井工事揚水設備工事

21	建具工事	建具取付工事、サッシ取付工事、カーテンウォール取付工事、シャッター取付工事、ふすま取付工事
22	消防施設工事	火災警報、消火設備等の工事
23	清掃施設工事	し尿処理、ゴミ処理施設の工事

別記様式第1号(第5条関係)

小規模工事等契約希望者登録申請書

年 月 日

菊陽町長 様

菊陽町が発注する小規模の工事等について、契約希望の登録をしたいので、菊陽町小規模工事等契約希望者登録要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

住所又は所在地	〒		
フリガナ			
商号又は名称			
フリガナ			使用印
代表者の職・氏名			
電話番号		FAX番号	

※ 使用印は、見積書、契約書等に使用する同じ物で、法人の場合は代表者印(登録印)を押印してください。個人の場合は、実印でなくても結構です(ゴム印等の変形しやすい材料の印鑑は使用しないでください。)

(登録を希望する業種)

順位	希望する業種	工事の種類等	資格、許可等を有する場合、その名称等	経験年数
1				
2				
3				

※ 希望する業種は3種類以内とし、順位を決めて記入してください。

※ 希望業種の履行に際して、許可・免許が必要な業種は、それらを受けている場合のみ申請できますので、それを証明する書類の写しを添付してください。

※ 許可・免許を必要としない業種でも、持っている資格等を証明する書類の写しを添付してください。

別記様式第2号(第7条関係)

小規模工事等契約希望者登録事項変更届

年 月 日

菊陽町長 様

小規模工事等契約希望者登録事項の内容に変更がありましたので、菊陽町小規模工事等契約希望者登録要綱第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

区 分	変更前	変更後
住所又は所在地	〒	
フリガナ		
商号又は名称		
フリガナ		
代表者の職・氏名		
使用印		
電話番号		
FAX番号		

※ 住所又は所在地、商号又は名称、代表者の職・氏名を変更する場合は、法人事業者にあっては登記事項証明書(コピー可)を、個人事業者にあっては住民票(原本)を添付してください。

〈登録を希望する業種〉

順位	区 分	変更前	変更後
1	希望する業種		
	資格、許可等の名称等		
	経験年数		
2	希望する業種		
	資格、許可等の名称等		
	経験年数		
3	希望する業種		
	資格、許可等の名称等		
	経験年数		

※ 希望する業種を変更する場合は、資格、免許等の写し又は実務経験証明書等を添付してください。

別記様式第3号(第7条関係)

小規模工事等契約希望者登録休止(廃止)届

年 月 日

菊陽町長 様

菊陽町の小規模工事等契約希望者登録を休止(廃止)しますので、菊陽町小規模工事等契約希望者登録要綱第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

住所又は所在地	
商号又は名称	
代表者の職・氏名	
電話番号	

1 休止の場合

区分	休止期間	業種名	休止期間
全ての業種	年 月 日 から 年 月 日 まで		年 月 日 から 年 月 日 まで
			年 月 日 から 年 月 日 まで
			年 月 日 から 年 月 日 まで

※ 希望業種の全部を休止する場合は、区分の「全ての業種」に○を付すとともに、「休止期間」を記入してください。一部の業種を休止する場合は、希望業種を全て記入した上で、休止業種のみ「休止期間」を記入してください。

2 廃止の場合

区分	廃止年月日	業種名	廃止年月日
全ての業種	年 月 日		年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

※ 希望業種の全部を廃止する場合は、区分の「全ての業種」に○を付すとともに、「廃止年月日」を記入してください。一部の業種を廃止する場合は、希望業種を全て記入した上で、廃止業種のみ「廃止年月日」を記入してください。

別記様式第1号(第5条関係)

別記様式第2号(第7条関係)

別記様式第3号(第7条関係)